

桑名市時差出勤勤務について

働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組の一つとして、公務によるもの以外に実施する時差出勤勤務（始業及び終業の時刻を、通常の勤務時間よりも早く、又は遅く、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）に関し、必要な事項を定めました。

1 対象

働き方改革に関するモデル4課（政策経営課、生涯学習・スポーツ課、農林水産課及び都市管理課）に限り、試行します。

* 育児介護等による短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、非常勤職員、臨時的任用職員、特別職職員は除きます。

2 期間（平成 29 年度）

平成 29 年 7 月 25 日～平成 30 年 3 月 31 日

3 勤務時間(次のうち いずれか)

(1) 午前 7 時 30 分から午後 0 時まで 及び 午後 1 時から午後 4 時 15 分まで

(2) 午前 9 時 30 分から午後 0 時まで 及び 午後 1 時から午後 6 時 15 分まで

4 請求手続き

1 日単位で、原則として 1 週間前までに所属長承認が必要

5 事由（次のうち いずれか）

育児、通院通所介護（付添含む）、社会貢献活動、地域活動等、市職員としての知識、技術及び技能の修得又は向上のため、その他（内容記載し、所属長判断を要す）

担当 働き方改革推進室
人 事 課